兵庫県知的障害者施設協会

ひょうご
県知協
NEWS
〈兵庫県知的障害者施設協会機関紙〉

発行　一般社団法人
兵庫県知的障害者施設協会
〒651-0062
神戸市中央区坂口通２丁目1-1
兵庫県福祉センター5階502号室
TEL（078）862－6026
FAX（078）862－6082
E-mail:hyogo-kenchikyo@dance.ocn.ne.jp
発行責任者　松　端　信　茂

県知協では、令和６年度の報酬改定に伴い、意思決定支援への取り組みが義務化されたことを受け、支援現場で活用できる指針作りに取り組むことになり、この度ガイドラインを作成しました。このガイドライン作りに際して多大なるご尽力をいただきました関西福祉大学谷口教授よりメッセージをいただきましたので以下に掲載させていただきます。

会長　松端　信茂

障害者意思決定支援ガイドライン兵庫県版が意味するもの」

谷口　泰司さん（関西福祉大学社会福祉学部　教授）

2024年の秋、兵庫県知的障害者施設協会の皆さまからお声がけをいただき、標記ガイドライン作成のための委員会に参加させていただきました。以来、2年あまり（足掛け３年）の検討を経て、このたび完成の運びとなりましたが、毎回の検討委員会の場だけでなく、メールでの活発な意見を交わさせていただいたことは、今ではとても楽しく微笑ましい記憶として残っています。

自身が特に強調したい点は、協会の皆さまの積極的な、かつ問題意識を持った真摯な姿勢でした。人材確保が困難な状況で、ともすれば疲弊し、受け身になりがちな福祉・介護領域にあって、行政主導ではなく、協会自らが新たな展望を切り拓いていこうとされたことには、心より敬服いたしますし、全国でもあまり例がない素晴らしい取り組みであったかと思います。

このガイドラインは、単に意思決定支援の具体的な場面での活用に留まるものではなく、より広く、大きな意味があると思います。これは検討に関わった私たち全員が共有し、確信しているところです。

例えば、このガイドラインを活用し、相手の想いに寄り添おうとするならば、差別や不適切な関わりをしていては到達することができません。この意味で、ガイドラインの活用は、受け身かつ最低限の虐待防止ではなく、積極的かつとても建設的な虐待防止の取り組みに直結します。また、ガイドラインに込められた想いが施設・事業所の従事者の方々に浸透していくことで、私たちの目の前の利用者の方々の想いと個性が明確になっていく、その人がかけがえのない存在として浮かび上がっていくことかと思います。

そして、これらの延長線上には、私たちの社会全体が希求してやまない「地域共生社会」の実

現に大きく寄与するものと確信していますが、協会の皆さまが、その第一歩を自ら踏み出されたことが何よりの意義であると思います。

最後になりましたが、本ガイドラインを作成するにあたり、多大なるご理解とご助言をいただいた兵庫県知的障害者施設協会役員の皆さま、検討委員会の委員・事務局の皆さま、Q&A 作成に多くのご意見をお寄せいただいた協会加盟の施設・事業所の皆さまに、心よりお礼申し上げますとともに、本ガイドラインが、本人中心の支援とともに共生社会の実現の一助となる事を願ってやみません。

神戸地区報告

神戸地区連絡代行　丸山　博徳

神戸地区は、これまでと同様に神戸市知的障害者施設連盟として、加盟 55 事業所で事業活動を行っています。

今期に於いては質の高い支援を実現することを目的に研修事業に注力しました。10 月 9 日には楠公会館にて市知連職員研修として「強度行動障害の状態にある方」の支援について堀内桂氏（社会福祉法人北摂杉の会）の講演と兵庫県認定強度行動障害スーパーバイザー2 名による実践報告等、参加者 39 名で実施しました。10 月 20 日には楠公会館にて市知連管理職等研修として「人材の採用、育成、定着」について、小口将典教授（関西福祉科学大学)、溝部昌寛氏（株式会社船井総合研究所）に講演を頂き、参加者 27 名で実施しています。

更には令和 7 年度第 2 回、職員研修会を２月１６日、こうべ市民交流センターにて「強度行動障害の状態にある方」の支援について、強行支援、私たちができること、すべきことを考えるとして強度行動障害スーパーバイザー（広域的支援人材、中核的人材）と発達障害者地域支援マネージャーの 2 名による制度説明、兵庫県認定強度行動障害スーパーバイザー等 3 名による実践報告とシンポジュウムを行い、市知連加盟施設より 21 名、県知協会員施設より 41 名の合計 62 名の参加者があり、いずれも注目度も高く、盛況に終えることが出来ました。

また神戸市社会福祉協議会の共催として「神戸市障害者福祉施設職員キャリアアップ検討会」の委員２名を選出、共催事業として障害者施設中堅職員の障害者支援に関する知識・技術の習得や支援現場の活性化を目的とした「障害者施設職員スキルアップ研修」が 1 月 26 日と 2 月 9 日に（2 日間受講）行われています。更に県知協の研修事業として神戸地区スタッフ委員会により 1 月 21 日に明石市民会館にて栄養士・調理員等の研修を行っています。

この他スポーツ大会やジョフルコンサート等のイベント事業への協力、ハートフル点灯セレモニーの参加等を行っています。

令和 8 年度の主な事業計画として、今年度と同様に研修の実施とあらたに神戸市身体障害者施設連盟や神戸市精神障害社会復帰連施設連盟との連携、協働体制を構築していきたいと考えています。

阪丹但地区報告

阪丹但地区会長　山岡賢治

早いもので、気づけばもう年度末が目前となりました。阪丹但地区役員会では、次年度へ向けた話し合いを始めています。今回は、役員会の様子を皆さまに知って頂ければと思います。まずメンバーですが、会長・副会長・事務局長・会計・監事を担う施設長が 9 名、職員代表が 3 名の計 12 名で構成されています。阪丹但地区は広いため、北は豊岡から毎回対面で参加される役員もおられます。そのおかげで、以前は遠く感じていた距離が、今ではぐっと近くなったように感じます。

役員会の主な取り組みは、研修企画の運営です。講師との打ち合わせなど、企画段階から関わることで多くの学びがあり、知見を広げる良い機会にもなっています。その他のメリットについて、1 月の役員会で改めて意見を伺いました。

役員会に参加するメリット

① 笑顔が見られる

ユーモアの分かる役員が多く、明るくリラックスした雰囲気の中で、時に脱線しつつも活発に議論を進めています。

② “偉い人”の話が聞ける

おそらく施設長のことを指しているのだと思います。実際に偉いかどうかはさておき、少なくとも偉そうな役員はおらず、和やかな雰囲気で会が進んでいます。

③自事業所の外を知ることで気分転換になる

時には施設を離れて外の空気に触れることも大切ですよね。ただし、単なる気分転換にとどまらず・・・

④ 他法人との横のつながりができる

普段からの関係性があることで、気軽に相談できるようになります。特に報酬改定の時期には、他法人の取り組みを知ることができ、大変参考になります。得た情報を自法人に持ち帰ることもできますし、現在のメンバーは前向きな方ばかりですので、お互いに良い刺激にもなっているように感じます。

次年度は役員改選の年です。またその翌年度には報酬改定も控えています。「少し関わってみようかな」と思われた方がいらっしゃいましたら、ぜひお知らせいただければ幸いです。

播淡地区報告

播淡地区会長　天野一雄

「ばんたん・ゆうあい作品展」も、気がつけば今年で３回目になりました。もともとは、姫路文化センターで歌や踊りを披露する“ゆうあい文化祭”が毎年の楽しみでしたが、コロナ禍で大きな声を出すことや密になることが難しくなり、「この形ではもう続けられないのでは…」と役員みんなで頭を抱えました。

そんな中で生まれたのが“作品展”という新しいアイデアでした。「作品なら飛沫の心配もないし、一般の人にも見てもらえる。障害のある人たちの魅力をもっと知ってもらえるのではないか」――そんな思いで始めたのが３年前。会場は姫路市民プラザ・イーグレ姫路。初めての開催にもかかわらず、会場には色とりどりの作品が並び、来場者の方々が作品の前で足を止め、じっくり眺めてくださる姿がとても印象的でした。
第２回も多くの方に来ていただき、そして今年の第３回。なんと市民の方から「この絵、売ってもらえませんか」と問い合わせが来るほど、作品のレベルがどんどん上がっています。創作に励む皆さんの力と、それを支える職員の皆さんの工夫がしっかり形になっているのだと感じます。
一方で、来年度は会場のイーグレ姫路が改装のため使えず、新しい開催場所を探す必要があります。「どこがいいだろう」と、今まさに悩み中です。でも、この作品展は地域の方々とつながる大切な場。なんとか続けていきたいと考えています。
これからも、作品を通して一人ひとりの個性が輝き、見に来てくださる方の心が温かくなるような場を守っていきたいと思います。

日中活動支援部会

部会長　宮崎　泰生

日中活動支援部会は、生活介護事業所の情報交換・連携協働を目的に取り組みを進めており、近畿地区（２府４県）の部会代表者との連携にも力を入れています。
我々、生活介護では重度の知的障害や重複障害のある方々に対し、日中の生活の場を提供し、安心して過ごせる時間と環境を支える重要な役割を担っています。食事、排せつ、入浴などの生活支援に加え、創作活動や余暇活動、機能維持を目的とした取り組みなど、利用者一人ひとりの状態や思いに寄り添った支援を各事業所で実践されています。
一方で、生活介護事業を取り巻く状況は年々厳しさを増しています。利用者の高齢化や障害の重度化・重複化が進み、医療的ケアや行動障害への専門的な対応が求められる場面も増えています。また、人材不足や職員の定着、物価高騰による運営への影響など、事業継続に関わる課題も顕在化しています。現場では、限られた人員と資源の中で、支援の質を維持・向上させるための工夫が求められています。
こうした課題に対し、日中活動支援部会では、毎年日本知的障害者福祉協会が実施している実態調査や報酬改定を受けての緊急調査をもとに、会員事業所が抱えている現状や課題を抽出し政策提言に繋げたり、「その人らしい暮らしの実現」のために重度支援に欠かせない「意思決定支援」「社会参加」の実践に向けて全国研修会の企画立案に携わり、加盟事業所が孤立することなく、より良い支援につなげることを目指しています。また、研修や意見交換を通じて、会員事業所の支援者としての専門性を高めるとともに、現場の声を行政や関係機関へ届ける役割も担っています。
これからの生活介護事業には、利用者が安心して過ごせる「居場所」としての機能を守り続けることに加え、地域社会とのつながりを意識した支援がより一層求められると考えています。利用者の意思や選択を尊重し、その人らしい生活を支える視点を大切にしながら、地域の一員

としての関わりを広げていくことが重要です。
日中活動支援部会としては、今後も現場の実情に寄り添い、事業所同士が支え合えるネットワークづくりを進めていきます。生活介護事業が、利用者や家族にとって安心して選ばれる場であり続けるよう、引き続き協会全体で取り組んでまいります。

児童発達支援部会

副部会長　小山 翔平

この度、児童発達支援部会の副部会長を拝命いたしました社会福祉法人陽気会児童発達支援センターおかば学園の小山と申します。至らぬ点も多いかと存じますが、皆様から多くのことを学ばせていただきながら、部会活動に微力ながら尽力してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、当部会は現在、兵庫県下の児童通園施設 14 施設、児童入所施設 10 施設が加盟し、子どもたちの健やかな成長と権利を守るために活動しております。現在、障害児福祉を取り巻く環境は、かつてない激動の中にあります。少子化の加速や障害の多様化、頻繁な制度改正など、私たちが直面する変革の波は大きく、避けては通れないものです。大きな変化の中にありますが、子どもたちの笑顔を守りたいという想いは、どの現場も同じであると感じております。こうした状況下で健やかな成長を支えていくためには、個々の施設で抱え込むのではなく、部会という枠組みを通じて「顔の見える関係」を築き、困った時に支え合える繋がりを一歩ずつ作っていくことが、今改めて大切なのではないでしょうか。

令和 6 年度の報酬改定では、児童発達支援等において「5 領域」に基づく総合的な支援が明確に位置付けられ、より専門性の高い療育機関としての役割が鮮明になりました。一方で、障害児入所施設においても、被虐待児への対応や強度行動障害児への専門的ケア、地域移行の推進など、セーフティネットとしての重責は増大しています。入所施設の高度な専門技能を、いかに地域の支援資源へと還元していくかという「地域支援の拠点化」も、避けては通れない大きなテーマです。

このように通所と入所の双方が加盟する当部会では、これまでも対面での会議や研修を通じて、現場の専門性や連携のあり方について熱心な議論を積み重ねてきました。しかし、新しい支援のあり方が示されるなかで、現場が直面している課題もまた山積しています。深刻な人材不足、職員の負担増や経営の圧迫など、多くの施設が制度の変化と現実の厳しさとの間で葛藤を抱えています。特に広大な県域を持つ兵庫県では地域ごとの資源の偏りも顕著であり、自施設の努力だけでは解決できない課題も浮き彫りになっています。こうした現場の戸惑いを放置せず、部会で共有し解決の糸口を一緒に探っていく意義は、これまで以上に増大しています。

今後の活動においても、施設種別の枠を超えて互いの役割を尊重し、顔の見える関係を築くことで、兵庫県全体で子どもたちを繋いでいく土壌を育んでいければ幸いです。現場の「ありのままの実状」を、これからの制度をより良くするための種としていく活動を、これからも皆様と一緒に大切に守っていきたいと考えています。部会としても、変化の激しい時代に常に明確な正解を提示することは容易ではありません。だからこそ、皆様の実践から学

び、知恵を出し合いながら、兵庫県らしい支援の形を共に探っていく存在でありたいと願っています。

「部会という繋がりがあることで安心できる」と感じていただけるような活動を目指し、これからも誠実に取り組んでまいります。今後とも、部会活動への変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

障害者支援施設部会

副部会長　住谷裕弘

11 月 28 日（金）13 時 30 分～16 時 40 分、兵庫県福祉センター203 号室において、31 名が集い、情報交換会を行いました。

まず、京都にある社会福祉法人いづみ福祉会 基幹相談支援センターいづみセンター長、また近畿地区の相談支援部会部会長である、須河浩一（すがわこういち）様から「自己決定、意思決定、条件付き意思決定支援について」というタイトルで情報提供いただきました。アタマもココロもホットになる内容でした。断片的に三点紹介します。

一点目。この情報交換会の申込用紙にアンケート欄を設け、質問や悩みなど自由に記述できるようにしました。須河様はその回答から「まったく同感です」と次の意見を紹介してくださいました。「言葉で意思を表せない方の意思決定について、直接関わっている支援者や保護者・後見人だけでなく、第三者的な人の意見も必要だと思うが、それを誰にすればよいのか。その利用者さんとは直接関係ない人で、かつ知的障害に関して知見がある方といえば、他施設の支援員などはどうか。お互いフォローし合えるのではないか。そのような施設間での連携をとりあえないだろうか」。そしてこう付け加えられました。「直接かかわっている支援員やご家族・後見人は、すでに『利害関係者』になっている場合があると思っています。その意味では『直接支援に当たらない人』が意思決定支援にかかわることの意味は非常に大きいのではないかと思っていました」。

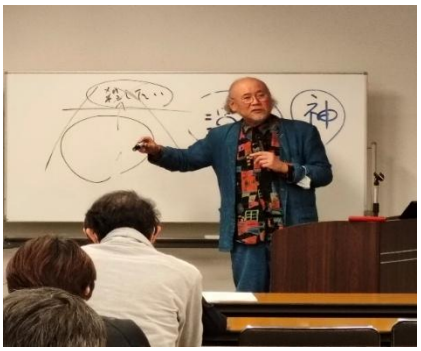
二点目。別の回答から「特に重度の方の場合、将来的な見通し、希望を持ちにくい方が多く、そこの考え方、働きかけ方が難しい」という悩みを取り上げ、下記のようにコメントされました。「まさにここに意思決定支援・自己決定論が重要視されている現状があります。逆に問いましょうか？私たちが『なぜ、将来的な見通しを持ち、夢や希望を持っているか』。今までの人生で様々な体験し、たくさんの失敗と成功と失望と喜びや怒りや不安や楽しさや愛着や嫉妬や憎悪…ありとあらゆる感情体験や経験してきているからです。障害がなくても、これらがなければ私たちも自己決定や意思決定はできません。障害のある方々と私たちの差は、これらの体験の質と量の圧倒的な『差』です。しかし、この差ができたことの責任は、当事者等にはありません。自己責任はゼロです。孤立とスティグマ（「差別」と「偏見」など）の中で暮らしてこざるを得なかった当事者・ご家族に必要なのは、私たちが経験してきたような経験と感情体験の積み重ねです。ソーシャルワーカーの責任は、当事者等が社会から与えられなかったそれらを保障することです。また、当事者等にいわれのない不条理と理不尽を押しつけている社会に対するアプローチが私たちの仕事です」。

三点目。これらのアンケート回答や自身の経験をふまえ、私たちに注意喚起してくださいました。「意思形成をコントロールするパターナリズムは暴力」「バイステック原則の再確認を」「わずかな発信も逃さないように（参考：映画『ジョニーは戦場に行った』）」「顔や視線が物言

うフェイスロック（造語）に注意を」

１時間程のお話の後、グループワークで意見交換しました。須河様作成のシートが用意されました。下記のような問いが印刷されていました。「入所者は本当に自分の意思で入所されたのでしょうか？日々の支援で『本人の意思』を確認する際、どんな困難を感じていますか？」「家族が望む生活と本人が望む生活が異なる場合、どのように調整していますか？実際の事例を共有してください。」「本人の『本当の気持ち』を引き出すために、どんな工夫をしていますか？効果的だった支援方法を共有してください」。これに基づいて意見交換がなされ、他施設から数々のヒントも得られた様子でした。

最後に須河様からまとめの言葉をいただきました。「人が人を100％理解はできない、からこそ努力しよう。その意思は誰がどこでどのような状況で確認したものか、一つ一つの決定の根拠を再確認し続けよう」と。実践に活かしたいと思います。





権利擁護委員会

委員長　西條篤人

権利擁護委員会では年に一回研修をしており、今年度は 10/9（木）、こうべ市民福祉交流センターにて、意思決定支援をテーマに権利擁護虐待防止研修を開催しました。定員 40 名で案内を送りましたが、51 名の方から申し込みがあり、関心の高さがうかがえました。今年度も関西福祉大学教授の谷口泰司氏をお招きし、内容は講義とグループワークでした。最初に県福祉部障害福祉課障害政策班長の井川様に法制度の動向等についてお話しいただき、支援費制度の意義や意思決定支援のプロセスなどを再確認することができました。講義は、現在協会で作成を進めている意思決定支援ガイドラインからいくつかの視点を抜粋した内容に沿って進められました。講義の中で特に印象に残ったこととしては、「考えることの対象・素材を具体的に示す」、「いくつかの選択肢を示す」、「支援者の考えをクリアに出さない・誘導しない」、「一緒に悩む（悩むという時間が大切）」、「迷う時間を充分にもつ」、「その人の言葉になるのを待つ」ということで、「どれだけの『時間』を利用者と向き合っているか」という点です。向き合うということは利用者の動きの観察はもちろん、スキルに裏打ちされた心の交流、「この方のことを知ろう」という気持ちを持てているかということも含まれます。日々の実践においてどの施設でも大なり小なり意思決定の場面はあると思いますが、昨今の人員不足の影響もあり、本人の意思よりもプログラムを優先し、選択肢を示さず職員が先回りして決定するなど、職員であれば一度は経験していると思います。それがダメというわけではありませんし、家庭環境等で成功体験も失敗体験もしてこなかった・させてもらえなかった方もいると思いますが、講義を受けていろいろな利用者がいる中での個別支援、権利擁護、意思決定支援の必要性を改めて感じました。グループワークでは 9 つのグループに分かれ、現場の悩みや取り組みを話し合い、その中で出た疑問を先生に質問し、フィードバックをいただきました。どのグループも活発な議論がなされており、今後の支援につながる時間になったのではと思います。

12 月に開催された日中活動支援部会新潟大会に参加してきました。テーマは意思決定支援で 2 日目のパネルディスカッションにてパネラーの方が、「中には意思決定支援という言葉にアレルギー反応を示す職員がいる」とおっしゃっていました。言葉は知っているけれども具体的にどの行為を指すのか、自分の支援が該当しているのかわからないなど悩みはあるでしょうし、管理職は浸透の必要を感じていてもどう進めていけばいいか悩んでいる方もいるでしょう。意思決定支援については答えはなく、利用者と向き合い、学ばせてもらう視点を持つことを大切にした上で、日々の支援や会議、話し合いを続けていった先に見えてくるものだと思います。個別支援計画を立てる際に事前にアセスメントを行なうと思いますがそれと同じ感覚で、伝える側としてはどう伝えたら職員にわかりやすいか準備・整理しておく必要があり、職員も意思決定支援とは何かを自分でも、また同僚とも話し合っておく必要があります。施設種別によっても捉え方が変わってくると思いますので、自施設はもちろん、同種別の施設の方とも議論を深めてみてはいかがでしょうか。

強度行動障害支援委員会

委員長　灘　一善

兵庫県では、行動障害の状態にある方への支援として、強度行動障害地域生活支援事業・強度行動障害 SV（スーパーバイザー）養成事業・強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）があります。令和７年度からは、新たに「兵庫県強度行動障害児者支援事業（集中的支援加算）」が開始され、広域的支援人材の活用も進められています。令和８年１月末時点では、4 件の集中的支援が実施されました。

強度行動障害支援委員会では、これらの事業や研修との連携・調整の強化、広域的支援人材の活用方法の検討に加え、今後の協会としての人材育成を目的とした研修体系の整備について協議を進めてきました。

（強度行動障害支援者研修会の開催）

令和７年 12 月 23 日、兵庫県福祉センターにて「強度行動障害支援者研修会」を開催しました。昨年度に引き続き、講師は強度行動障害 SV 事業で育成された職員が勤め、「強度行動障害の状態にある方への標準的な支援」をテーマに実施しました。参加者は 57 名で、アンケート結果からは「ASD への支援について新たな気づきが得られた」との意見が多く寄せられました。

（情報アップデート Day での情報交換）

令和７年１０月１日・２日に TKP ガーデンシティ仙台で開催された「情報アップデートＤａｙ２０２５」に委員２名が参加しました。厚生労働省専門官による最新情報の提供に加え、各都道府県における集中的支援の実施状況や、集中的支援加算Ⅱ（居住支援型）の活用について学ぶ機会となりました。



（委員会等）

令和８年１月末時点で、委員４名に加え、必要に応じて地域支援マネージャーや強度行動障害 SV 養成事業の実行委員・コアメンバーを招集し、計６回の委員会を開催しました。委員会では円滑な運営に努めるとともに、次年度以降の研修計画について検討を重ねました。

研修委員会

新研修システムについて

委員長　森　康祐

県知協では、令和６年度から新研修システムがスタートし、いよいよ２年目の年間研修計画を終えようとしています。この研修システムは、令和４年度から役員たちが中心となり「研修あり方検討会」にて検討を重ねながら、専門性の向上や横の繋がりを強化として職員一人ひとりの学びの機会拡大を目的に整備されたものです。今年度の研修を通じて、研修体系の核となる「４本の柱」が、職員や組織の成長を支える仕組みとして着実に定着しつつあります。

まず①階層別研修は、新任からベテラン管理職まで、それぞれの役割に応じた学びを提供するキャリアアップの基盤です。必要な知識・判断力・マネジメント力を段階的に育てることで、組織全体のレベルアップを図っています。

②職種別研修では、看護師や栄養士など少数職種の職員に焦点を当て、同じ立場同士が課題や経験を共有しながら交流を深めています。悩みを語り合い、他事業所・施設との繋がりが生まれることで支援の質向上にも繋がっています。

③重点研修は、国や県の施策を踏まえて県知協が重点的に取り組むテーマに沿って展開する研修です。制度改正や新たな社会課題に対応できるよう、最新情報の共有と実務への落とし込みを進め、組織としての方向性をそろえる役割を担っています。

そして④専門研修は、各部会や各委員会が政策的課題を意識しながら企画する高度な研修であり、専門知識や支援技術を深める内容が中心です。実践現場で役立つ学びが多く、希望する職員も年々増えています。

この２年間、新研修システムは「学び続ける組織づくり」を礎として着実に広がってきました。今後も、より多くの方が受講しやすく、現場で生きる研修を追求しながら、次年度に向けた研修計画を進めてまいります。

調査・研究委員

「障害者意思決定支援ガイドライン兵庫県版」

委員長　村上弘晃

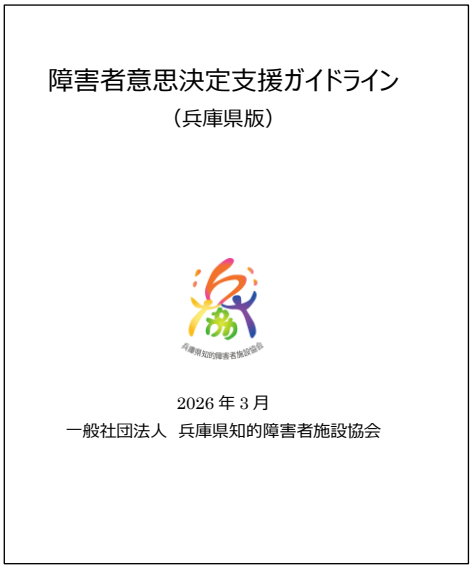
令和６年７月より「兵庫県社協　社会福祉政策委員会　政策提言活動助成事業」のひとつとして「障害者意思決定支援ガイドライン兵庫県版」の作成を進めてきました。本協会の役員に加え、外部からは関西福祉大学教授の谷口泰司氏、明石市社会福祉協議会の後藤謹武氏を検討委員として招聘し、お力添えをいただいております。今年度中の完成を目標に進めており、この県知協NEWS102号が皆様のお手元に届く頃には完成している予定です。本協会ホームページへの掲載等、改めてお知らせをさせていただきます。

国のガイドラインでは、自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等における標準的なプロセスについて、意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資

することを目的としています。

本協会では、上記の国ガイドラインの趣旨をふまえつつ、より広い範囲での活用を図り、もって、地域共生社会の実現に資することを目的としています。本ガイドラインでは、意思決定が困難な場合だけでなく、「全ての対象者の意思を汲み取り、これを尊重するとともに、一人ひとりの意思に寄り添う」ことを意図して作成しています。施設事業所の支援において、現時点では何らの意思決定支援が必要でない場合であっても、一時的に（非日常の状況における意思決定など）困惑している場合や、加齢等に伴い意思決定能力に低下が見られた場合には、本ガイドラインを活用することが出来るかと思います。

構成内容は以下の通りです


障害者意思決定支援ガイドライン
（兵庫県版）

2026 年３月
一般社団法人　兵庫県知的障害者施設協会

目　　次

Ⅰ．はじめに
1．ガイドライン策定の背景 ----------1 ページ
2．ガイドラインの趣旨 ----------2 ページ
Ⅱ．総論
1．意思決定支援の定義 ----------3 ページ
2．意思決定を構成する要素 ----------3 ページ
3．意思決定支援の意義（自立・地域生活等）-6 ページ
4．意思決定支援の基本的原則----------6 ページ
5．多様な視点からの検討----------8 ページ
6．成年後見人等の権限との関係 ----------8 ページ
Ⅲ．各論
1．意思決定支援の枠組み---------- 11 ページ
2．意思疎通と合理的配慮---------- 13 ページ
3．根拠となる記録の作成---------- 13 ページ
4．職員の知識・技術の向上 ---------- 15 ページ
5．経験値獲得のための各種支援・試行------- 15 ページ
6．関係者、関係機関との連携---------- 17 ページ
7．本人と家族等に対する説明責任等 --------- 18 ページ
Ⅳ．意思決定支援の具体例
1．各段階での留意点等 ---------- 21 ページ
2．各場面での具体例
1）日常生活・社会生活---------- 27 ページ
2）将来展望・地域移行---------- 29 ページ
3）その他 ---------- 31 ページ
3．よくある質問（Q&A） ---------- 34 ページ
参考資料
意思決定支援チェックリスト---------- 68 ページ
記録様式等 ---------- 87 ページ
引用・参考文献---------- 93 ページ
検討委員会 ---------- 93 ページ

意思決定における「事例」、「支援における検討フロー」、「チェックリスト」、そして協会加盟の皆様にアンケート調査としてご協力をいただきました「意思決定において現場等での困りごとや判断に迷うこと」を Q&A として掲載しています。同アンケート内容の「意思決定支援における各施設事業所での取り組み内容」においても掲載をしており、兵庫県版の特色として考えた内容等が、皆様の支援等における一助となれば幸いです。

広報委員会

Ｉ委員長　澤村　友也

社会福祉法人みつみ福祉会　生活介護事業所「あおぞら」
サービス管理責任者　婦木　啓輔様にインタビュー！

“働く”も“暮らす”も、あきらめない

生活介護事業所「あおぞら」が描く、高齢化時代の新しい支援のかたち



あおぞら外観

丹波市にある生活介護事業所「あおぞら」は、かつて就労継続支援 B 型事業所として多くの利用者を支えてきた。しかし約 2 年半前、大きな転換点を迎えた。
「一番の理由は、利用者さんの高齢化です。就労だけでなく、入浴や余暇、安心して通える環境を求める声が増えてきました」そう語るのは、サービス管理責任者の婦木　啓輔さん。
身体機能や体力の変化に対応しながらも、“これまで積み重ねてきた働く経験を手放さなくていい場所”をつくりたい――。その思いから、あおぞらは生活介護事業所へと移管された。

就労 B 型の流れを残した「ハイブリッド型」生活介護

あおぞらの最大の特徴は、生活介護でありながら生産活動を大切にしている点だ。
外部企業からの委託による車部品の検品・陳列作業、丹波市内での清掃活動、社会福祉協議会からの随時委託業務など、利用者は今も“仕事”に関わり続けている。
婦木氏：「生活介護になっても、就労 B の頃と同じように作業できる。それが安心につながっているようです」
工賃（工賃配分）も月 9,000 円前後から、多い人では 2 万円を超えるケースもあり、「生活介護では考えられない水準」と言われることも少なくない。

「今日は何をする？」を自分で選べる日常


利用者の方の素敵なアート

一方で、作業を続けることが難しくなった利用者もいる。あおぞらでは、活動の選択権を利用者本人に委ねている。生産活動のほか、入浴、レクリエーション、体操、カラオケ等、体を動かしながら楽しめるプログラムを用意。朝のラジオ体操後に「今日はどちらにするか」を選ぶのが日課だ。
婦木氏：「今日はレクにしたい、という気持ちも大切にしたい。生活介護なので、最終的には“本人がやりたいこと”を優先しています」
この柔軟さが、「風邪以外ではほとんど休まない」という高い利用継続率にもつながっている。

出張所「パン工房 むぎはな」が担う“社会への一歩”


おいしいパンがいっぱい♪

あおぞらにはもう一つの顔がある。出張所扱いとなる「パン工房 むぎはな」だ。
住宅地の一角にある小さなパン工房では、製造補助や袋詰め、販売補助などを通じて、利用者が地域と関わっている。
婦木氏：「いきなり一般就労は不安、でも社会とつながりたい。むぎはなはその“ステップ”になる場所です」
支援学校の実習生やトライやるウィーク、小学生のミニトライアルの受け入れも行い、地域に開かれた存在として少しずつ認知を広げている。

高齢化と人材不足、その中で支え合う現場


パン工房「むぎはな」　外観

現在の定員は 20 名、登録利用者は 22 名。平均年齢は約 50 歳。
障害支援区分が高い利用者も多く、送迎や入浴対応など職員の負担は決して軽くない。
職員 5 名という少人数体制の中、欠勤が出れば一気に現場が逼迫する。
それでも、グループホーム職員の応援や事業所間連携で何とか乗り越えてきた。
婦木氏：「大変ですが、ここに来たいと言ってくれる利用者さんがいる限り、続けていきたい」

「ここなら、これからも通える」安心を

就労でもない、単なる介護でもない。あおぞらが目指すのは、“できることを続けながら、年を重ねていける場所”だ。
婦木氏：「生活介護だけど、働ける。働けるけど、無理はしない。その“間”にある場所として、あおぞらは存在していきたいですね」
高齢化が進む障害福祉の現場で、あおぞらの取り組みは一つのモデルケースとなりつつある。

編集後記

今号より初めて編集を担当させていただきました。慣れない作業の連続で、各地区や部会から届く力強い原稿を前に「この熱量をどうすれば正しくお伝えできるか」と、手探りでした。
しかし、地域や種別は違えど、兵庫の福祉を支える皆さまの根底にある「想い」が一つに繋がっていることを肌で感じ、編集者である私自身が一番の励ましをいただいたように思います。

広報委員　笠継　圭志